

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示

(国土交通八八六)

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号の科目を指定する件 (同八八七)

- 船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示 (同八八八)

- 航海当直基準の一部を改正する告示 (同八八九)

## 〔政 令〕

## 〔その他知示〕

- 電気事業法施行令の一部を改正する政令 (三二八)

- 船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (三二九)

- 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 (三三〇)

- 登録有形文化財の登録を抹消する件 (文部科学八七)

- 種苗法第十三条第一項及び第二十一一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件 (農林水産一四一七)

- 道路に関する件 (東北地方整備局七一)

- 都市公園の供用を開始する件 (北陸地方整備局五一)

- 道路に関する件 (中部地方整備局八六、八七)

- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件 (九州地方整備局一一〇)

- 道路に関する件 (同一一一)

## 〔人事異動〕

- 労働安全衛生規則第五百七十七条の第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する一部を改正する件 (同二四七)

## 〔叙位・叙勲〕

## 本号で公布された法令のあらまし

## 法令のあらまし

- ◇電気事業法施行令の一部を改正する政令 (政令第三百二十九号) (国土交通省)

- ◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 (政令第三百三十号) (環境省)

- 1 環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市に、熊本市を追加する。(第十一条関係)

- 2 この政令は、令和七年十月一日から施行する。(附則関係)

## 〔官庁報知〕

## 官庁事項

- 労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示 (厚生労働省)

- 最低賃金の改正決定に関する公示 (和歌山労働局最低賃金公示一)

- 公証人任免 (法務省)

- 労 働

- 最低賃金の改正決定に関する公示 (和歌山労働局最低賃金公示一)

- 公 証

- 日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配九九)

- 〔公 告〕

- 〔公 告〕

- 諸 事 項

- 少額短期保険業者であつた者に係る供託金の取戻し、金融商品取引業者

- 出方、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、公示送達、建築士

- 懲戒処分関係

- 裁判所

- 相続、公示催告、失踪、除權決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係



数  
a  
s  
e  
(略)

数  
a  
s  
e  
(略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

一 (略)

一 (略)

改 正 後

改 正 前

○厚生労働省告示第二百四十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿  
(傍線部分は改正部分)

二 令第四十四条第三項第一号イに基づき、ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

イ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者（1）から（9）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（9）までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

（3）（1）・（2） (略)  
重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者を除く。）次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数

（3）（1）・（2） (略)  
重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者を除く。）次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数

（3）（1）・（2） (略)  
重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者を除く。）次の（一）から（四）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（四）までに掲げる単位数

○厚生労働省告示第二百四十七号  
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第百九十六号）を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和七年九月十九日

別表中りん酸トリフェニルの項を加える改正規定を削る。

○国土交通省告示第八百八十六号  
船舶操縦者法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小

型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第六十号）第六十五条の十第二号、第四号及び第五号の規定に基づき、漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示を次のように定め、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

令和七年九月十九日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告

示  
1 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条の十第二号の告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準は別表第一のとおりとする。

規則第六十五条の十第五号の告示で定める基準は別表第三のとおりとする。



○国土交通省告示第八百八十七号  
船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第四項第二号口に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八項第四項第二号口の科目を指定する件を次のように定め、千九百九十五年五月の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。  
令和七年九月十九日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号口を改正する件  
船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八項第四項第二号口に規定する漁ろうに從事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに從事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものを習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目は、次に掲げる科目とする。  
一 漁船の概要（漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いに関する内容を含むものとする）  
二 船舶の運用（漁船における海難防止、漁ろう設備を使用した操船、当直及び復原性に関する内容を含むものとする）  
三 漁船に関する国際条約及び国内法令（船員、船舶、海洋環境及び漁業に関する内容を含むものとする）  
○国土交通省告示第八百八十八号  
船舶法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七十七条の五において準用する第四条の九第二号及び同則第一百四十七条第三項の規定に基づき、船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。  
令和七年九月十九日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
第一条 ○CRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正  
（○CRに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十一号）の一部を次のように改正する。）

本文中「第65条の2」の下に「及び第65条の7第1項」を、「第65条の6」の下に「及び第65条の8」を加える。  
海技免許申請書（第2号様式）(9)□の次に次を加える。  
ハ 総トン数5トン以上の船舶における船舶職員履歴を表示する欄 海技士（航海）の資格に係る免許申請をする者であつて、当該船舶における船舶職員としての乗船履歴を1年以上（船長又は航海士として6月以上漁ろうに従事した船舶における乗船履歴を含む。）有する者は「1年以上」のチエック欄に「X」を記載すること。  
〔締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）〕訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）を、「船員条約締約国資格受有者承認申請書（第15号様式）」中、「法第23条第1項」を「法第22条の2第1項」に、「締約国資格受有者承認申請書」を「船員条約締約国資格受有者承認申請書（第15号様式）」中、「法第23条第1項」を「法第22条の2第1項」に、「締約国資格受有者承認申請書」に、「受有締約国資格証明書欄」を「受有締約国資格証明書欄」に、「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改める。  
船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）(20)の次に次を加える。  
漁船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）の記載方法(1)から(20)の例により記載すること。この場合において、「法第22条の2第1項」は「法第22条の3第1項」と、「船員条約締約国資格証明書欄」と、「船員条約締約国資格証明書欄」は「受有漁船員条約締約国資格証明書欄」と、「船員条約締約国資格証明書」は「漁船員条約締約国資格証明書」に読み替える。

<p>（登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示の一部改正）</p>	<p><b>第二条</b> 登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示（令和二年国土交通省告示第五百一号）の一部を次のようにより改正する。</p> <p>題名中「登録特定漁船講習」を「登録特定小型漁船講習」に改める。</p> <p>○ <b>特定漁船</b>を「<b>特定小型漁船</b>」に、「<b>特定漁船等</b>」を「<b>特定小型漁船等</b>」に、「<b>登録特定漁船講習管理者</b>」を「<b>登録特定小型漁船講習管理者</b>」に改める。</p> <p>○ <b>国土交通省告示第八百八十九号</b> 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十成八年運輸省告示第七百四号）の一部を次のよう証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国令和七年九月十九日</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線をの傍線を付した部分のようにより改め、改正後欄に掲欄にこれに対応するものを掲げていよいもののは、</p>

改 正 前		改 正 後	
I	総則	I	総則
1	この告示は、千九百九十五年に改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直（以下「航海当直」という。）を実施するときに遵守すべき基本原則を定めるものとする。	1	この告示は、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に改正し、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直（以下「航海当直」という。）を実施するときに遵守すべき基本原則を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定で改正これを加える。
II	（略）	II	（略）
1	航行中の当直基準	1	航行中の当直基準
(1)	一般原則	(1)	一般原則
一・二	（略）	一・二	（略）
（新設）		（新設）	

<p>(三) 操業、漁獲物の取扱い及び積付け並びに異常な気象及び海象の条件に起因する例外的な力によつて生じる復原性及び乾舷</p> <p>(四) 安全水域（海洋法に関する国際連合条約第六十条4（同条約第八十条において準用する場合を含む。）に規定する安全水域をいう。）に留意した、海洋構築物への接近（五）難破物その他漁具に危険を及ぼすおそれのある水中障害物</p>
<p>(2) (4) (略)</p> <p>(5) 漁船に乗り組んで甲板部の当直を行う職員は、漁獲物の積付けに当たつては、仕向港への航海中常に十分な乾舷及び復原性並びに水密性を確保するため必要な事項に注意を払うこと。この場合において、燃料及び食糧の消費、悪天候の危険性並びに特に冬期における着氷が生じやすい水域での甲板の露出面への着氷の危険性を考慮すること。</p>
<p>機関部における当直基準</p> <p>(略)</p> <p>当直の引き継ぎに関する基準</p> <p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当直の引き継ぎを受ける職員は、引継ぎを受ける前に、機関室内の装置の安全な操作に関する一般的及び特定の条件に留意するほか、引継ぎに際し、次の事項を確認すること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) (3) (略)</p> <p>漁船に乗り組んで機関部の当直を行う職員は、漁獲物の積込み又は陸揚げに必要な装置及びバラストその他船舶の復原性を確保するための制御装置に関する追加の要件に係る甲板部職員の要求について認識してこらむこと。</p> <p>無線部における当直基準</p> <p>(略)</p> <p>III 停泊中の当直基準</p> <p>1 (略)</p>
<p>III 停泊中の当直基準</p> <p>1 (略)</p>

## その他の指示

### ○総務省告示第三百一十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の二第一項の規定に基づき、次

のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十九日

一名 称 パシフィック・パートナーシップ2025 参加部隊

二 国外派遣期間 令和七年九月二十一日から令和七年十月四日まで

三 派遣人数（概数） 二十人程度

四 派遣地域 パラオ共和国

### ○財務省告示第二百五十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する件（令和六年財務省告示第二百六十九号）において別途財務省告示で定める」ととられたている期日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月十九日

### ○文部科学省告示第八十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年九月十九日付けをもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十九日

名 称	関 係 告 示	所 在 地
旧御所水道ボンプ室	令和二年文部科学省告示第四十八号	京都府京都市山科区日ノ岡夷谷町一七一五他

### ○農林水産省告示第千四百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十二条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月十九日

I 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Cannabis sativa L.	FINOLA2	James Clayton Callaway Kuntokuja 6A4, FI-70200 KUOPIO, Finland	第38035号 令和7年5月15日
Dianthus Caryophyllus L.	Bresk179	Breier Haim Ilan Beni'Zion 6091000, Israel	第38025号 令和7年5月12日
"	Bresm74	"	第38026号 令和7年5月12日

"	Bre20FB009	"	第38027号 令和7年5月12日
"	Bresl627	"	第38028号 令和7年5月12日
"	NATirea	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	第38031号 令和7年5月12日
"	NATasor	"	第38032号 令和7年5月12日
Gossypium hirsutum L.	てんし おく もの 天使の贈り物	株式会社アバンティ 東京都新宿区大京町31番地 二宮ビル4F	第37980号 令和7年4月9日
Hydrangea L.	いろはちおり	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂2丁目4番2号	第37988号 令和7年4月24日
"	BAIful	Bailey Nurseries, Inc. 1325 Bailey Road Newport, Minnesota, USA	第38076号 令和7年6月10日
"	LC NO21	Alex Schoemaker Living Creations Holding B.V. Rijneveld 37, 2771XX Boskoop, The Netherlands	第38091号 令和7年6月20日
Lomandra Labill.	KM-MG24	Jennifer Dixson Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA Keith Andrew Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA	第38090号 令和7年6月20日
Oncidium Group	ホワイトゴールド	CHANG, CHAO YEN No.39, Youchedian, Dalin Township, Chiayi County 622010, Taiwan	第37920号 令和7年3月10日
Oryza sativa L.	はなといろ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし1番地1	第38096号 令和7年6月27日

Paulownia Sieb. et Zucc.	ひじり 聖	株式会社SANSEI 京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北30-1	第37923号 令和7年3月11日
Solanum lycopersicum L.	Toada	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	第38034号 令和7年5月14日
Vicia faba L.	SAKFAV001	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第38093号 令和7年6月23日
Zamioculcas zamiifolia (Lodd.) Engl.	Chameleon	Costa Farms LLC 21800 Southwest 162nd Avenue, Miami, Florida 33170, USA	第37881号 令和7年2月18日

## II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Hydrangea L.	いろはちおり	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂2丁目4番2号	第37988号 令和7年4月24日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する。
"	LC NO21	Alex Schoemaker Living Creations Holding B.V. Rijneveld 37, 2771XX Boskoop, The Netherlands	第38091号 令和7年6月20日	"	"

Lomandra Labill.	KM-MG24	Jennifer Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA	第38090号 令和7年6月 20日	"	"
Oryza sativa L.	はなといろ	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 茨城県つくば市龍 音台三丁目1番地 1 国立研究開発法人 国際農林水産業研 究センター 茨城県つくば市大 わし1番地1	第38096号 令和7年6月 27日	"	"
Paulownia Sieb. et Zucc.	聖 <sup>セイ</sup>	株式会社SANSEI 京都府亀岡市篠町 野条イ力ノ辻北 30-1	第37923号 令和7年3月 11日	"	"
Vicia faba L.	SAKFAV001	株式会社サカタの タチ 神奈川県横浜市都 筑区仲町合二丁目 7番1号	第38093号 令和7年6月 23日	"	"

区域	新潟県長岡市親沢町及び深沢町
別紙図面のとおり（略）	（国土交通省北陸地方整備局に閲覧所を設け、令和七年九月十九日から一週間公衆の閲覧に供する。）

○ 中部地方整備局告示第八十六号  
供用開始の期日 令和七年九月二十七日  
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の

規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日  
中部地方整備局長 森本 輝  
一  
道路の種類 一般国道

(三) (二) (一)  
道路の区域 路線名 二百四十六号

区間別変更前後敷地の幅員延長

裾野市御宿字上アライ一三〇番一から同市御宿字  
前  
四三・六七・五〇・九〇  
メートル  
キロメートル  
〇・〇一一一

小鍋沢上一一二二番一まで

○中部地方整備局告示第八十七号  
〔四〕 国面総覧場所 中部地方整備局及び同局沿津河川国道事務所

次のように道路の供用を開始するので、**道路法**（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
中部地方整備局長  
本  
軍

令和元年九月十九日  
路線名 供用開始の区間  
中音坂大野原長森本井  
図面縦覧場所

三百四十六号 沢上アテイ 一二〇番 から同市御宿字小鍋  
福野市御宿字上一一番一まで 沢上一一番一まで 沢上一一番一まで  
津河川国道事務所 沿河同局及び地政課

○九州地方整備局告示第百十号  
供用開始の期日 令和七年九月十九日十五時

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成二十一年九州地方整備局告示第十五号の一部を次のよう改正する。

令和七年九月十九日  
川長の旨定番号二の頂旨定を／＼二日關中「令和二年七月一日」  
九州地方整備局長 垣下 賀裕  
を「令和二年七月一日」に、旨定の

有効期間欄中「令和二年九月一日から五年間」を「令和七年九月一日から五年間」に改める。

○九州地方整備局告示第百十一号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の

規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

十 路線名  
号 例 用 開 始 の 団 間  
宇佐市大字山本字宮ヶ谷一七八二番一から同市大字山本  
字下堂山姥ヶ谷一八二二番一まで  
九州地方整備局及び同局大  
分河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年九月二十日

人事異動

内閣

内閣府特命担当大臣城内実帰朝につき内閣府特命担当大臣（ケールジャバン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を免ずる（九月十七日）

法務省

法制審議会委員に任命する（九月十四日）  
法制審議会委員に任命する  
法制審議会委員を免ずる（以上九月十七日）  
大村 敦志  
山野目章夫

最高裁判所

小日暮草人  
半生著書等半生著書等  
福岡高等裁判所判事に補する  
福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ぜる  
部の事務を総括する者に指名する  
宮崎簡易裁判所判事に補する  
簡易裁判所判事兼判事  
久留米簡易裁判所判事に補する  
川崎 聰子

簡易裁判所に

方裁判所判事

方載到所入留

福岡家庭裁判所

庭裁判所久留

易裁判所判事  
半表表所裁判高岡

方裁半所判事

熊本家庭裁判

卷之三

退官

たる判事が定

裁判所判事森本幸治は九月十一日限り定年

川崎聰子 務を掌理する

## 皇室事項

## 行幸啓

天皇皇后両陛下は、長崎県において開催されているながさきビース文化祭110115（第四十回国民文化祭及び第115回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場、併せて地方事情を御観察のため、9月11日午前9時11十九分御出門、同県へ行幸啓、同月14日午後9時11十七分還幸啓になつた。

## 官庁報告

## 官庁事項

## 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

## 技術上の指針公示第27号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和7年9月19日

厚生労働大臣 福岡 資麿

- 名称 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件
- 趣旨 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第247号）の適用に伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものである。
- 適用日 公示の日から適用する。
- 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

## 法務

## 公証人任免

仙台法務局所属公証人鈴木陽一は懸により公証人を免ぜられた。

鈴木桂子は公証人に任命され、仙台法務局所属公証人鈴木陽一の後任を命ぜられた。（以上9月8日）（法務省）

## 労働

## 最低賃金の改正決定に関する公示

和歌山労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月19日

和歌山労働局長 中山 始

第4号中「1時間980円」を「1時間1,045円」に改める。

## 附則

この決定は、令和7年11月1日から効力を生ずる。

## 法務省告示配第九十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件が、これを許可する。

- 令和7年9月19日 法務大臣 鈴木 肇祐  
住所 東京都世田谷区  
フェロズ・アリ 平成4年10月12日生  
住所 東京都中央区  
韓丞寓 昭和61年6月27日生  
住所 東京都日野市  
アウン・キヨー・ミヨー・ウー 平成2年5月7日生  
ミヨー・ウー・エリナ 令和5年6月25日生  
住所 愛知県刈谷市  
キュー・ゴク・トウ 昭和58年8月15日生  
住所 愛知県犬山市  
グエン・フォン・アイナ 平成19年11月27日生  
住所 東京都江戸川区  
ムジーカ・オレーシャ・ニコラエヴナ 昭和60年7月5日生  
住所 東京都江戸川区  
グエン・ティ・ヒエン 昭和57年8月19日生  
住所 千葉市中央区  
鄭梓峰 平成6年2月20日生

## 住所 熊本県東区

- リシ・ラム・サルマ 平成2年11月2日生  
アルシ・サルマ 令和3年11月6日生  
住所 東京都荒川区  
バラブワドゥゲ・リヒニ・スプン・プラティ  
バ・ジャヤウィーラ 昭和61年1月23日生  
住所 大阪府門真市  
ドミニク・ポール・セイレン 平成3年7月13日生  
住所 東京都多摩市  
ポクラシェンコ・アレクセンドル・アレクサン  
ドロヴィッチ 昭和54年5月10日生  
住所 相模原市南区  
馮海鵬 平成元年10月17日生  
住所 東京都江東区  
鍾媛娟 平成元年4月6日生  
住所 東京都江東区  
江瑠花 令和6年5月26日生  
住所 東京都西東京市  
ミユキ・クボタ 平成7年5月22日生  
住所 川崎市多摩区  
李慧 昭和52年12月17日生  
李悅冉 平成22年12月20日生  
住所 愛知県安城市  
叶建明 昭和35年3月16日生  
住所 東京都北区  
ガネス・クマル・アチャリ 昭和59年11月4日生  
ユミ・アチャリ 平成26年5月12日生  
アシス・アチャリ 令和4年5月24日生  
住所 埼玉県川口市  
盛絢莉 令和4年11月18日生  
住所 大阪府四條畷市  
裴真知子 昭和39年1月18日生  
住所 東京都千代田区  
劉軍 昭和52年1月31日生  
劉子墨 平成22年3月26日生  
住所 東京都江東区  
東典栄 平成8年8月21日生  
住所 埼玉県川口市  
康書銀 平成23年8月23日生  
住所 東京都新宿区  
アルディ・イラワン 平成6年4月27日生  
住所 東京都葛飾区  
テッ・アウン・ティッ 昭和57年3月13日生  
住所 神戸市北区  
吳文波 平成2年1月11日生

## 住所 兵庫県西宮市

- 李時旭 昭和45年12月7日生  
曹亞紀 昭和51年11月18日生  
李海翔 平成25年9月12日生  
住所 兵庫県宝塚市  
裴典子 昭和56年9月11日生  
朴未蘭 平成21年10月19日生  
住所 兵庫県尼崎市  
具竜彦 昭和40年6月2日生  
具彩良 平成24年2月19日生  
住所 兵庫県尼崎市  
朴大樹 昭和57年1月4日生  
住所 兵庫県明石市  
鄭秉浩 昭和59年12月23日生  
住所 兵庫県高砂市  
権雄樹 昭和51年1月27日生  
住所 群馬県邑楽郡大泉町  
ケンゾ・チネン・エグスキザ 平成18年2月15日生  
住所 東京都品川区  
李華 昭和62年1月24日生  
住所 神奈川県横須賀市  
ジョハンナ・モンテイル・ハラダ 昭和51年9月22日生  
住所 東京都八王子市  
黄捷 昭和57年2月3日生  
周玉傑 昭和59年1月28日生  
住所 愛知県碧南市  
オスカル・アグスティン・クバ 昭和57年8月8日生  
住所 愛知県稻沢市  
閔庚彦 昭和52年5月2日生  
住所 東京都北区  
崔庭墨 令和6年9月25日生  
住所 東京都品川区  
程錦 平成5年9月20日生  
住所 東京都八王子市  
李玲花 昭和54年9月27日生  
住所 名古屋市中川区  
孫美惠 平成9年1月12日生  
住所 岐阜県海津市  
ヒム・クマリ・ラマ 平成9年8月12日生  
住所 東京都足立区  
鄭浩志 平成11年7月17日生  
住所 東京都足立区  
鄭佳希 平成13年5月8日生  
住所 群馬県桐生市  
アンジェル・ジュソ・バーリエントス・ヤマダ 平成10年2月15日生

## 公 告

## 諸 事 項

## 少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

保険業法第272条の5第10項、保険業法施行令第38条の7第3項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第1項の規定により、次の各号のとおり公示する。

- 商号 株式会社学校安全共済会
- 本店の所在地 静岡県沼津市大塚141番地
- 代表者の氏名 鈴木 克彦
- 取戻しをしようとする供託金の額 14,000,000円

住所 群馬県邑楽郡大泉町  
フランソワ・カミニシ 昭和43年3月9日生  
ルシネイア・アバレシダ・ホンディニ・カミニシ 昭和47年5月20日生  
エリキ・カミニシ 平成18年5月3日生  
住所 三重県津市  
パシ・セルバ 昭和49年12月27日生  
ケサン・ラマ 平成15年9月21日生  
サラ・ラマ・セルバ 令和2年3月2日生  
住所 沖縄県中頭郡読谷村  
マー・チン・リー 平成2年10月26日生  
住所 愛知県知立市  
李淳雄 昭和35年3月24日生  
尹敬優 昭和39年7月30日生  
住所 名古屋市天白区  
馬越 昭和63年12月4日生  
王莎莎 昭和59年4月10日生  
馬越智也 平成31年4月18日生  
馬越彩嘉 令和5年5月16日生  
住所 愛知県江南市  
エムディ・フォイサー・ホサイン 平成4年8月1日生  
住所 名古屋市東区  
張美佐 昭和38年1月23日生  
住所 東京都足立区  
ソーラ・トゥー・ワー 昭和49年6月29日生  
住所 東京都立川市  
鄭遙 昭和51年6月17日生  
住所 東京都板橋区  
李沐航 昭和56年1月13日生

- 上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の5第6項の権利を有する者は、令和8年3月19日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第4号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部金融監督第4課保険監督室に提出されたい。
  - 前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
- 令和7年9月19日 東海財務局長 吉田 昭彦
- 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告**
- 金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。
- 供託者の商号 マーケットクルー投資顧問株式会社（変更後の商号は、Zulu Trade Japan株式会社）
  - 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目11番地12号 名駅Minami-Onoビル1階
  - 代表者の氏名 代表取締役 タジンダー・バル・シン
  - 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
  - 上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第196号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年3月19日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。
  - 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
- 令和7年9月19日 東海財務局長 吉田 昭彦

## 工 場 財 団

東京都中央区日本橋人形町三丁目4番14号株式会社生活クラブにかほ院内風力発電の秋田県にかほ市院内字滝尻2番地29株式会社生活クラブにかほ院内風力発電にかほ院内風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年9月19日 秋田地方法務局本荘支局

## 有権者申出方

元当局所属公証人西浦久子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年9月19日 京都地方法務局

## 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年8月4日から4か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年9月19日 法務大臣 鈴木 靖祐  
記

氏名 甲斐 智也

所属する司法書士会 東京司法書士会

登録番号 東京第8274号

事務所の所在地 東京都町田市森野二丁目1番8号FDビル2F（町田・横浜FP司法書士事務所）

## 公 示

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

## 送達を受けるべき者

## 送達する書類

住 所（居所）	氏 名（名称）	事 件 の 表 示	書 類 名
茨城県結城市結城10409番地6	田中 昌枝	商願2023-134252	出願却下の処分の謄本
沖縄県那覇市真嘉比3丁目20-22安寿の杜108	合同会社ChronoX	商願2023-146169	拒絶査定の謄本
東京都千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス 丸の内8F	柿元デザイン企画合同会社	商願2023-088021	拒絶査定の謄本
神奈川県横浜市鶴見区本町通4-169-4 ビッグガーデン103号	柴田 誠	商願2024-008841	出願却下の処分の謄本
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布東町209	藤谷 英三	商願2024-008840	拒絶査定の謄本
神奈川県厚木市泉町8-8	A B J U合同会社	特願2025-097144	手続補正指令書（方式）
茨城県古河市古河504-10	遠藤 仁一	商願2024-134786	手続補正指令書（方式）
		実3216886	手続却下の処分の謄本

## 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年8月8日から4か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年9月19日 法務大臣 鈴木 靖祐  
記

氏名 松本 稔平

所属する司法書士会 大阪司法書士会

登録番号 大阪第4713号

事務所の所在地 大阪市中央区南船場一丁目11-9 長堀八千代ビル8階（阪神法務事務所）

## 土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和7年8月9日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和7年9月19日 法務大臣 鈴木 靖祐  
記

氏名 澤口 弘

所属する土地家屋調査士会 新潟県土地家屋調査士会

登録番号 新潟第2024号

事務所の所在地 新潟市中央区女池上山5丁目3番17号

## 送 達

奈良県生駒市北大和2-20-12	長瀬 敬江	意願2024-003871	出願却下の処分の 謄本
東京都板橋区板橋二丁目24番9号エ スペランサ102	古志 達也	特6055602	却下理由通知書
MD-4229 Purcari, Stefan-Vodă (MD)	VINĀRIA PURCARI S.R.L., întreprindere mixtă	国際登録番号 1742490	拒絶査定の謄本
英領カイマン諸島 グランドカイマ ン ジョージタウン ピー-オーボッ クス2804ハントロービルディング	ドラゴンフルディベ ロップメンツリミテッ ド	取消2022-300517	審決の謄本
アメリカ合衆国 10011 ニュー ヨーク州 ニューヨーク 453 ウェストセブンティーンス スト リート	バター アイピーエッ チ エルエルシー	取消2024-300463	審決の謄本
アメリカ合衆国 10011 ニュー ヨーク州 ニューヨーク 453 ウェストセブンティーンス スト リート	バター アイピーエッ チ エルエルシー	取消2024-300465	審決の謄本
アメリカ合衆国 10011 ニュー ヨーク州 ニューヨーク 453 ウェストセブンティーンス スト リート	バター アイピーエッ チ エルエルシー	取消2024-300467	審決の謄本
アメリカ合衆国10014ニューヨーク 州ニューヨーク、セカンド・フロ ア、ウェスト・フォーティーン ス・ストリート410	バター アイピーエッ チ エルエルシー	取消2024-300473	審決の謄本
マレーシア、47810 ブタリンジャ ヤ、コタダマンサラ、ジャランビ ジェ-ユー-5/1、12番、エンコー ブストランドガーデンオフィス、ユ ニットC-3 A-1	マルティコム グラン ド センディリアン バーハド	取消2024-300859	審決の謄本
Seefeldstrasse 35 CH-8008 Zurich (Switzerland)	Xeltis AG	取消2024-670042	審決の謄本
東京都豊島区要町2-7-2-2F 大韓民国ソウル、チョンノグ、セム ナンロ58番	S G T株式会社 株式会社 エルジ生活 健康	異議2024-900098 取消2025-300226	異議の決定の謄本 請求書副本の送達 通知
香港 カウルーン ベイ ワン ホ イ ロード 19 ケニング インダ ストリアル ビルディング 4エイ	タイガース リミテッ ド	取消2025-300434	請求書副本の送達 通知

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年9月19日

### 建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 1 処分をした年月日 令和7年8月27日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 山本 誠 一級建築士 第123281号

- 特許庁長官
- 3 処分の内容 令和8年3月1日から業務停止1月
  - 4 処分の原因となった事実 神奈川県内の建築物について、株式会社アイ・エー・シー一級建築士事務所（東京都知事登録第32949号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第34号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第120条第1項の規定に違反する設計（主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であり、かつ、

出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階について、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が40mを超えていたため、本件建築物の7階において、その居室の各部分からの歩行距離が50m以下となる避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む）を設けなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 1 処分をした年月日 令和7年8月27日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 岡田 光輝 一級建築士 第309074号
- 3 処分の内容 令和8年3月1日から業務停止14日
- 4 処分の原因となった事実 大阪府内の建築物について、株式会社岡田光輝建築設計室一級建築士事務所（大阪府知事登録（イ）第24925号）の業務に関し、設計者として、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第255号）第1条の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第14項第2号（現第19項第2号）の規定に違反する設計（本件建築物は、階段の部分と教室とを区画する随時閉鎖の防火設備については、当該防火設備と連動している煙感知器等を設置しなければならないにもかかわらず、本件建築物の2階と3階の階段の部分と教室との区画のうち教室側に煙感知器等が設置されておらず、これに適合しない設計）を行った。

### 相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和7年（家）第1133号

和歌山市吉礼1581番地

申立人 津村 登詩

本籍和歌山県和歌山市本渡595番地、最後の住所和歌山市本渡595番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所和歌山県海南市、出生年月日昭和34年10月25日、職業無職

被相続人 亡寺下 有悟

和歌山市三木町南ノ丁18番地 ライオンズマ  
ンション和歌山三木町201号弁護士法人三木  
町総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中迫 廣

催告期間満了日 令和8年5月1日

和歌山家庭裁判所

### 令和7年（家）第7150号

福岡県春日市原町3丁目1番地5

申立人 春日市

本籍福岡県春日市若葉台西5丁目82番地、最後の住所福岡県春日市若葉台西5丁目82番地  
アーサー春日パラシオ604号、死亡の場所福岡県春日市、死亡年月日令和6年6月25日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和23年12月10日、職業不明

被相続人 亡中島 陽子

事務所福岡県福岡市中央区薬院1丁目16番20号

相続財産清算人 弁護士 今泉 忠

催告期間満了日 令和8年4月30日

福岡家庭裁判所

### 令和7年（家）第7215号

福岡県福岡市東区香椎浜3丁目2番3-412号

申立人 野田 洋子

本籍宮崎県日南市南郷町潟上215番地1、最後の住所福岡県福岡市中央区福浜1丁目1番9-404号、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和5年4月12日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和7年7月18日、職業不明

被相続人 亡野田 宗弘

事務所福岡県福岡市東区箱崎3丁目5番38-201号

相続財産清算人 司法書士 國府寺恵子

催告期間満了日 令和8年4月30日

福岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第17022号

沖縄県浦添市仲間3丁目20番6号

申立人 太田 仁

本籍沖縄県沖縄市仲宗根町301番地、最後の住所沖縄市大里3丁目22番15号有料老人ホームにへでほーむ、死亡の場所沖縄市、死亡年月日令和7年3月14日、出生の場所沖縄県八重山郡石垣町、出生年月日大正11年3月18日、職業無職

被相続人 亡 富里 千代

沖縄県沖縄市知花6丁目11番48号1階

相続財産清算人 當眞 正姫

催告期間満了日 令和8年4月17日

那覇家庭裁判所沖縄支部

## 令和7年(家)第40019号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍北海道三笠市桂沢87番地、最後の住所北海道岩見沢市4条東18丁目46番地、死亡の場所北海道岩見沢市、死亡年月日令和5年6月16日、出生の場所北海道空知郡三笠山村、出生年月日昭和8年7月2日、職業不明

被相続人 亡 小ヶ口好廣

北海道岩見沢市7条西19丁目1番地12

相続財産清算人 司法書士 武井奈津希

催告期間満了日 令和8年4月2日

札幌家庭裁判所岩見沢支部

## 令和7年(家)第20004号

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

申立人 株式会社栃木銀行

本籍栃木県那須塩原市一区町281番地338、最後の住所栃木県那須塩原市一区町281番地338、死亡の場所栃木県大田原市、死亡年月日令和5年9月21日、出生の場所愛知県名古屋市、出生年月日昭和27年7月1日、職業会社役員

被相続人 亡 下川 雄康

事務所栃木県那須塩原市豊浦北町74-151黒磯総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 園部 秀雄

催告期間満了日 令和8年4月15日

宇都宮家庭裁判所大田原支部

## 令和7年(家)第20082号

群馬県前橋市大手町3丁目3番1号

申立人 群馬県信用保証協会

本籍群馬県富岡市富岡31番地10、最後の住所群馬県富岡市富岡31番地10、死亡の場所群馬県富岡市、死亡年月日令和7年2月26日、出生の場所群馬県富岡市、出生年月日昭和50年7月16日、職業不詳

被相続人 亡 新井 伸彦

群馬県高崎市東町85番地3 須藤ビル5階ネクスパート法律事務所 高崎オフィス

相続財産清算人 弁護士 今村 隆信

催告期間満了日 令和8年4月2日

前橋家庭裁判所高崎支部

## 令和7年(家)第30258号

東京都千代田区神田錦町3丁目13番地

申立人 みずほ信用保証株式会社

本籍千葉県千葉市中央区登戸町1丁目8番地、最後の住所千葉市美浜区幸町2丁目15番7棟502号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所千葉県原郡里見村、出生年月日昭和11年9月5日、職業不明

被相続人 亡 斎藤 照

事務所千葉市中央区中央2丁目3番16号千葉センタースクエアビル708 新久総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西村 駿

催告期間満了日 令和8年4月2日

千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第7064号

千葉県匝瑳市八日市場ハ678番地

申立人 宇井 勝

本籍千葉県匝瑳市横須賀783番地内1、最後の住所千葉県匝瑳市横須賀783番地1、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日令和7年5月7日、出生の場所千葉県香取郡中村、出生年月日昭和22年7月4日、職業無職

被相続人 亡 山崎 英子

事務所千葉県東金市南上宿41番25 弁護士法人みんなの法律事務所

相続財産清算人 弁護士 河合 厳

催告期間満了日 令和8年5月1日

千葉家庭裁判所八日市場支部

## 令和7年(家)第71747号

東京都江東区大島3丁目1番3号

申立人 東京都江東都税事務所長

本籍東京都江東区永代2丁目6番地、最後の住所東京都江東区永代2丁目12番6号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日令和6年9月24日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和33年1月25日、職業不明

被相続人 亡 犬石 進

事務所東京都港区赤坂5丁目4番9号 赤坂五丁目ビル3階 赤坂西法律事務所

相続財産清算人 弁護士 倭田 美生

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第40559号

神奈川県横浜市中区尾上町2丁目16番地1

申立人 横浜信用金庫

本籍神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町59番地、最後の住所横浜市南区永田北2丁目57番13号、死亡の場所神奈川県横浜市南区、死亡年月日令和6年10月21日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和17年2月10日、職業会社役員

被相続人 亡 山本 勝國

事務所横浜市中区尾上町2-27大洋建設閑内ビル5階

相続財産清算人 弁護士 松木 崇

催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第40674号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 株式会社オリエントコーポレーション

本籍神奈川県藤沢市本鶴沼2丁目18番、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区戸塚町4411番地9ライオンズマンション戸塚町第2-103号、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日推定令和5年12月6日、出生の場所鹿児島県肝属郡田代村、出生年月日昭和29年4月2日、職業無職

被相続人 亡 山崎 裕司

事務所神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目19番21号山田ビル301

相続財産清算人 弁護士 須山 園子

催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第20164号

浜松市浜名区中条551番地の3

申立人 村松 徹弥

本籍静岡県浜松市中央区小豆餅4丁目1512番地2、最後の住所浜松市中央区東三方町476番地の1朝山病院内、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和7年5月14日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和47年8月13日、職業無職

被相続人 亡 廣田 勝

浜松市中央区中央1丁目6番22号S Lビル4階はまつ共同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿部 卓実

催告期間満了日 令和8年4月25日

静岡家庭裁判所浜松支部

## 令和7年(家)第6035号

神奈川県横浜市緑区台村町367番地2

申立人 丸西建物管理株式会社

本籍広島県府中市中須町745番地3、最後の住所静岡県熱海市小嵐町9番68号熱海ハイブレザ1603号、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所広島県芦品郡府中町、出生年月日昭和17年9月18日、職業無職

被相続人 亡 廣兼 依子

神奈川県川崎市中原区木月1-23-1 鈴興ビル205号室 元住吉法律事務所

相続財産清算人 伊藤 一志

催告期間満了日 令和8年5月1日

静岡家庭裁判所熱海出張所

## 令和7年(家)第6036号

静岡県熱海市昭和町24番17号

申立人 米倉金物株式会社

本籍静岡県熱海市清水町1001番地、最後の住所静岡県熱海市水口町2丁目2番19号、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所静岡県田方郡熱海町、出生年月日昭和12年3月30日、職業無職

被相続人 亡 米倉 久恵

静岡県熱海市田原本町2番11号熱海マリーンライフ301号室 热海法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高山 功

催告期間満了日 令和8年4月29日

静岡家庭裁判所熱海出張所

## 令和7年(家)第6042号

神奈川県川崎市麻生区万福寺4丁目9番4号

申立人 小野 博識

本籍静岡県伊東市八幡野924番地14、最後の住所静岡県伊東市八幡野924番地14、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日令和2年12月4日、出生の場所静岡県田方郡対島村、出生年月日昭和18年2月1日、職業不詳

被相続人 亡 鈴木 晴代

静岡県浜松市中央区幸3丁目10番6号

相続財産清算人 弁護士 熊田 俊博

催告期間満了日 令和8年4月29日

静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第1071号  
愛知県知多郡阿久比町大字福住字南池41番地5  
申立人 森田千佳子  
本籍愛知県知多郡阿久比町大字宮津字宮平柴42番地1、最後の住所愛知県知多郡阿久比町大字宮津字宮平柴42番地1、死亡の場所愛知県刈谷市、死亡年月日令和6年9月5日、出生の場所愛知県知多郡阿久比村、出生年月日昭和14年11月3日、職業不詳  
被相続人 亡 舟橋 久子  
愛知県大府市中央町6丁目25番地セントロ大府301号 愛知さかきばら法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 樹原 雅文  
催告期間満了日 令和8年4月8日  
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第493号  
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1  
申立人 幸田町  
本籍静岡県焼津市西焼津12番地1、最後の住所愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中8番地1 1-404、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和4年10月16日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和26年12月11日、職業無職  
被相続人 亡 伊藤 邦明  
愛知県岡崎市吹矢町89番地鶴田ビル3階303号室ささゆり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中根 祐介  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第72号  
三重県鈴鹿市野町中2丁目19番8号トリニダード・トバゴE棟101  
申立人 渡邊ゆかり  
本籍三重県多気郡明和町大字池村971番地2、最後の住所三重県多気郡明和町大字池村971番地2、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日平成31年1月20日、出生の場所三重県多気郡斎宮村、出生年月日昭和11年1月1日、職業無職  
被相続人 亡 渡邊 貢  
三重県桑名市寿町3丁目11番 太平洋桑名ビル6階 伊勢湾総合法律事務所  
相続財産清算人 松井 太一  
催告期間満了日 令和8年4月2日  
津家庭裁判所松阪支部

令和7年(家)第3055号  
滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
申立人 東近江市長 小椋 正清  
本籍滋賀県東近江市今在家町308番地、最後の住所滋賀県東近江市今在家町308番地、死亡の場所滋賀県東近江市、死亡年月日令和6年7月11日、出生の場所滋賀県愛知郡愛知川町、出生年月日昭和37年12月11日、職業不明  
被相続人 亡 岸 健二  
滋賀県彦根市小泉町300番地9 サンロードビルⅡ4階 401号室 南彦根法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小財 憲司  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第56号  
京都府亀岡市篠町馬堀駅前2丁目3番1-304号  
申立人 稲澤 直美  
本籍京都府船井郡京丹波町才原坂ノ上18番地、最後の住所京都府船井郡京丹波町才原坂ノ上18番地、死亡の場所京都府船井郡京丹波町、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所京都府船井郡下和知村、出生年月日昭和4年1月27日、職業無職  
被相続人 亡 稲澤トミノ  
事務所京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地京都フクトクビル3階 いつわ法律事務所  
相続財産清算人 山地 敏之  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
京都家庭裁判所園部支部

令和7年(家)第80517号  
大阪府東大阪市荒本北1丁目1番1号  
申立人 東大阪市  
本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦509番地、最後の住所大阪府東大阪市小阪2丁目6番9号レジエンド小阪207号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和4年6月28日、出生の場所和歌山県東牟婁郡勝浦町、出生年月日昭和21年1月3日、職業無職  
被相続人 亡 上地 密之  
大阪市北区西天満4丁目3番18号M.F.西天満ビル8階  
相続財産清算人 弁護士 田中 涼  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80869号  
大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍大阪府大阪市港区波除5丁目12番地、最後の住所大阪府大阪市港区弁天5丁目4番10号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和2年11月1日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和26年4月9日、職業不明  
被相続人 亡 森島 茂  
大阪市北区西天満1-10-8 西天満第11松屋ビル306  
相続財産清算人 弁護士 大山 弘通  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80982号  
東京都港区西新橋1丁目3番1号  
申立人 三菱H.C.キャピタル債権回収株式会社  
本籍大阪府堺市堺区新在家町西4丁32番地、最後の住所大阪市住吉区遠里小野1丁目4番25-402号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日令和4年4月28日、出生の場所大阪府大阪市西区、出生年月日昭和47年12月16日、職業不詳  
被相続人 亡 平山 光男  
大阪市北区西天満4-6-19 北ビル2号館301  
相続財産清算人 弁護士 中村 嘉樹  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81076号  
大阪市中央区北浜2丁目1番5号 平和不動産北浜ビル4階  
申立人 横山 竜一  
本籍石川県金沢市金石上浜町139番地、最後の住所大阪市生野区勝山南4丁目4番18号  
芥川病院内、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日令和7年5月4日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和9年2月24日、職業不明  
被相続人 亡 松本惠美子  
大阪市西区九条南2-16-14-3F  
相続財産清算人 弁護士 木場 晶子  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40347号  
神戸市須磨区禅昌寺町1丁目9番15号  
申立人 春藤由起子  
本籍神戸市須磨区禅昌寺町1丁目9番15号、死亡の場所兵庫県神戸市中央区、死亡年月日令和5年5月29日、出生の場所兵庫県神戸市葺合区、出生年月日昭和51年7月17日、職業会社代表者  
被相続人 亡 春藤 活志  
神戸市中央区西町35番地 三井神戸ビル2階新神戸法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山本 悠  
催告期間満了日 令和8年4月10日  
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第2006号  
熊本県合志市須屋2695番地553  
申立人 松永 光明  
本籍熊本県荒尾市大島95番地、最後の住所熊本県菊池市重味2380番地7わらび学園、死亡の場所熊本県合志市、死亡年月日令和7年4月21日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和41年6月12日、職業無職  
被相続人 亡 尾田 国治  
熊本市中央区大江6丁目20番6号T-a-re-aビル3F しののめ総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 園田 理美  
催告期間満了日 令和8年4月2日  
熊本家庭裁判所山鹿支部

令和7年(家)第4062号  
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1184番地1  
申立人 黒木 久子  
本籍宮城県黒川郡大衡村駒場字小板橋84番地、最後の住所宮城県黒川郡大衡村駒場字小板橋84番地、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日平成29年9月7日、出生の場所宮城県加美郡色麻村、出生年月日昭和17年7月27日、職業不明  
被相続人 亡 佐藤 拓男  
宮崎県宮崎市高千穂通1丁目5番1号コートハイブリッジ2階  
相続財産清算人 弁護士 中島多津雄  
催告期間満了日 令和8年4月17日  
宮崎家庭裁判所

令和7年（家）第604号  
青森県弘前市大字末広2丁目4番地3  
申立人 一般社団法人権利擁護あおい森ねつと  
本籍青森県弘前市大字小栗山字川合119番地、  
最後の住所青森県弘前市大字小栗山字川合  
119番地28、死亡の場所青森県弘前市、死亡  
年月日令和6年12月3日、出生の場所青森県  
西津軽郡森田村、出生年月日昭和17年4月28  
日、職業無職  
被相続人 亡 芳賀 ミネ  
事務所青森県弘前市大字青山4丁目13番地13  
藤本司法書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 藤本 祥平  
催告期間満了日 令和8年4月2日  
青森家庭裁判所弘前支部  
令和7年（家）第20015号  
栃木県日光市並木町7番地10  
申立人 竹田 知史  
本籍栃木県矢板市豊田993番地、最後の住所  
栃木県矢板市豊田993番地、死亡の場所栃木  
県那須塩原市、死亡年月日令和6年9月5日、  
出生の場所栃木県那須郡那珂村、出生年月日  
昭和8年5月31日、職業無職  
被相続人 亡 小森きよ子  
事務所栃木県大田原市中央2-2-5高田直  
之法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高田 直之  
催告期間満了日 令和8年4月2日  
宇都宮家庭裁判所大田原支部  
令和7年（家）第20100号  
埼玉県上尾市大字平塚1587  
申立人 関 幹哉  
本籍埼玉県本庄市東台1丁目5番、最後の住  
所群馬県前橋市日吉町3丁目7番地3、死亡  
の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年3  
月6日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月  
日昭和32年5月14日、職業無職  
被相続人 亡 関 かおる  
東京都新宿区富久町2-22 クレドール富久  
306  
相続財産清算人 早川 良  
催告期間満了日 令和8年4月2日  
前橋家庭裁判所  
令和7年（家）第40021号  
北海道岩見沢市4条西5丁目3番地1  
申立人 近藤明日子  
本籍北海道美唄市宇美唄79番地、最後の住所  
北海道美唄市東3条南6丁目6番14-101号、  
死亡の場所北海道三笠市、死亡年月日令和6

年12月30日、出生の場所北海道空知郡砂川町、  
出生年月日昭和22年8月29日、職業無職  
被相続人 亡 西川 芳勝  
事務所北海道岩見沢市4条西5丁目5番地1  
理光ビル2階岩見沢ななほし法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 田村 秀樹  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
札幌家庭裁判所岩見沢支部  
令和7年（家）第2104号  
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
申立人 三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表者代表取締役 崎田 博  
本籍愛知県稲沢市祖父江町桜方1192番地、最  
後の住所愛知県一宮市上祖父江字江北60番  
地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令  
和7年1月6日、出生の場所京城府、出生年  
月日昭和8年2月7日、職業不詳  
被相続人 亡 織田 春江  
名古屋市中区丸の内2丁目8番11号 セブン  
丸の内ビル7B 林秀明法律事務所  
相続財産清算人 林 秀明  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
名古屋家庭裁判所一宮支部  
令和7年（家）第4012号  
長崎県諫早市福田町47番43号  
申立人 荒瀬 嘉道  
本籍長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷212番  
地、最後の住所長崎県大村市竹松本町685番  
地8グループホームみつばちの家、死亡の場  
所長崎県大村市、死亡年月日令和7年6月20  
日、出生の場所上海南溝路、出生年月日昭和  
8年7月20日、職業無職  
被相続人 亡 浦 孝行  
長崎県諫早市福田町47番43号  
相続財産清算人 司法書士 荒瀬 嘉道  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
長崎家庭裁判所大村支部  
令和7年（家）第20108号  
大分市荷揚町2番31号  
申立人 大分市  
本籍大分県大分市府内町3丁目33番地、最  
後の住所大分市新川町2丁目6番6号、死亡の  
場所大分県大分市、死亡年月日令和6年7月  
6日、出生の場所大分県大分市、出生年月日  
昭和33年1月5日、職業不明  
被相続人 亡 野上 雅弘

事務所大分市上宗方560-14宗方サンプラザ  
202大分わさだ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 木村 健一  
催告期間満了日 令和8年4月4日  
大分家庭裁判所  
令和7年（家）第20121号  
大分市荷揚町2番31号  
申立人 大分市  
本籍奈良県御所市大字名柄335番地、最後の  
住所大分市南鶴崎2丁目8番7号、死亡の場  
所大分県大分市、死亡年月日令和5年9月17  
日、出生の場所奈良県南葛城郡吐田郷村、出  
生年月日昭和14年3月15日、職業不詳  
被相続人 亡 竹田 政弘  
大分市高崎1丁目16番12号、事務所大分市中  
島西1丁目1番28号  
相続財産清算人 司法書士 工藤 克彦  
催告期間満了日 令和8年3月28日  
大分家庭裁判所  
相続権主張の催告  
次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張す  
る者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し  
出てください。  
令和7年（家）第40104号  
盛岡市紺屋町2番13号 駒井ビル2階  
申立人 渡辺 正和  
本籍岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第12地割  
1番地1、最後の住所岩手県盛岡市清水町6  
番35-506号、死亡の場所岩手県盛岡市、死  
亡年月日平成17年3月13日、出生の場所不明、  
出生年月日大正2年4月29日、職業不明  
被相続人 亡 近藤 重郎  
催告期間満了日 令和8年4月10日  
盛岡家庭裁判所  
令和7年（家）第1097号  
高知県長岡郡本山村本山536番地11  
申立人 大谷 浩之  
本籍高知県長岡郡大豊町川井208番地、最  
後の住所高知県南国市明見526番地1 J A 高  
知病院、死亡の場所高知県南国市、死亡年月  
日令和3年9月9日、出生の場所高知県長岡  
郡東豊村、出生年月日昭和21年2月24日、  
職業無職  
被相続人 亡 近藤 勇  
催告期間満了日 令和8年4月14日  
高知家庭裁判所

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公  
示催告の申立てがあったので、その権利者は、下  
記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け  
出してください。もし下記権利の届出の終期までに  
権利の届出がない場合には、その権利は失権する  
ことがあります。

### 令和7年（ヘ）第1号

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷547番地3

申立人 澤 美知子

権利の届出の終期 令和7年12月16日

令和7年8月27日 鳥取簡易裁判所

（別紙） 目録

（1）土地 岩美郡岩美町大字高山字本丸屋敷804番  
畠 648平方メートル

（2）登記年月日番号 鳥取地方法務局明治36年10月  
22日受付第1286号

（3）登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治36年10月20日設定

目的 建物所有

存続期間 20年

地代 1年2銭

支払期 每年12月30日

地上権者 岩美郡岩美町大字高山8番屋敷  
山口 幸市

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て  
があったので、不在者は、届出期間満了の日まで  
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が  
ないときは、失踪宣告を受けることになります。  
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその  
旨当裁判所に届け出してください。

### 令和6年（家）第305号

長野県北安曇郡松川村5721番地2155

申立人 小山 詩織

本籍長野県北安曇郡池田町大字池田1910番  
地1、最後の住所長野県北安曇郡松川村5721番  
地2155

不在者 小山 賢一

昭和63年11月20日生

届出期間満了日 令和7年11月7日

長野家庭裁判所松本支部

## 失踪宣告取消

## 令和7年(家)第305号

本籍愛知県名古屋市瑞穂区豆田町4丁目16番地、住所埼玉県鴻巣市滝馬室982番地13

申立人(失踪者) 近藤 淑子

昭和20年10月23日生

令和7年9月4日失踪宣告取消審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年(家)第195号

本籍沖縄県那覇市久茂地2丁目15番地8、住所沖縄県那覇市西1丁目13番地12 光の家305

申立人(失踪者) 宮平 熊

昭和29年3月4日生

令和7年8月30日失踪宣告取消審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年(家)第205号

本籍大阪府八尾市安中町2丁目131番地、住所兵庫県佐用郡佐用町西下野880救護施設南光園

申立人(失踪者) 上田 仁史

昭和43年3月1日生

令和7年9月3日失踪宣告取消審判確定

神戸家庭裁判所龍野支部裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

## 令和7年(家)第2号

埼玉県白岡市彦兵衛170

申立人 株式会社徹工業 代表者代表取締役  
古屋 徹

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月29日

令和7年9月1日 川口簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A436989

金額 277,464円

支払期日 令和6年3月31日

支払地 埼玉県川口市

支払場所 株式会社武蔵野銀行川口支店

振出日 令和5年11月30日

振出地 埼玉県川口市

振出人 中興電機株式会社 代表取締役 神谷道之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第770号

広島市南区上東雲町24番5-304号

債務者 三井 淳

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 村松 周

4 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時15分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで  
広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第64号

島根県出雲市高松町329番地

債務者 しいの家こと 田中 俊行

1 決定年月日時 令和7年9月9日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 錦織 正二

4 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで  
松江地方裁判所出雲支部

## 令和7年(フ)第279号

鹿児島市星ヶ峯3丁目13番20号

債務者 堀 久幸

1 決定年月日時 令和7年9月4日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小山 献

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第352号

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8307番地 グリーンステージ102号

債務者 和田 善広

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三島里都子

4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第52号

宮崎県都城市高城町穂満坊3078番地1、前住所宮崎県都城市吉尾町937番地3 コーポ77・102

債務者 山下 泉

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 永井 崇敦

4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

## 令和7年(フ)第4103号

大阪市阿倍野区美章園2丁目27番11号

債務者 梶本 和子

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 下村 尚也

4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第4134号

大阪府東大阪市長田中1丁目4番17-602号

債務者 井上 智博

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 綾子

4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 破産手続終結

## 令和6年(フ)第2727号

東京都大田区羽田4丁目12-1 コーポF301、開始決定時の住所東京都大田区本羽田2丁目6-6-715

破産者 忠内 規之

1 決定年月日 令和7年9月4日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和6年(フ)第7229号

東京都町田市南つくし野2丁目31-15-403  
破産者 小川 拓人

1 決定年月日 令和7年9月4日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和6年(フ)第7719号

東京都杉並区井草1丁目41-6 Bright Garden杉並N館 202

破産者 虎澤 誠英

1 決定年月日 令和7年9月4日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和6年(フ)第8644号

東京都葛飾区お花茶屋2丁目15-8

破産者 吉本 尽

1 決定年月日 令和7年9月4日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第170号

東京都品川区平塚2丁目5番8号

破産者 株式会社ミカド・ユニ

1 決定年月日 令和7年9月4日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和 7 年 (フ) 第 176 号

秋田県秋田市下北手松崎字家ノ前97-11、開始決定時の住所東京都練馬区富士見台2丁目39-3-101  
破産者 米谷 和音

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和 7 年 (フ) 第 1916 号

東京都江戸川区本一色2丁目13-24  
破産者 國定 政孝

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続終結及び免責許可決定

## 令和 6 年 (フ) 第 45 号

秋田県山本郡八峰町八森字五輪台下段 5 番地 1、前住所秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カツチキ台236番地  
破産者 藤田 豊

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 8 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所能代支部

## 令和 6 年 (フ) 第 140 号

奈良県磯城郡田原本町大字新町44番地の1  
破産者 小倉 菜摘(旧姓池田)

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 8 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

## 令和 6 年 (フ) 第 170 号

福岡県久留米市田主丸町田主丸1213番地 2  
レジデンスドリーム A104号  
破産者 大鶴 愛子

## 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 8 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和 6 年 (フ) 第 40 号

岩手県二戸市上斗米字地竹沢71番地370  
破産者 路奥 明由

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所二戸支部

## 令和 7 年 (フ) 第 3 号

青森県八戸市諏訪 2 丁目 26 番 14 号 セジュール M E 諏訪 C 棟 103、開始決定時の住所岩手県久慈市長内町第 22 地割 4 番地 9  
破産者 大橋 徹

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所二戸支部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 号

岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野 54 番地 2  
破産者 澤内 康次

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所二戸支部

## 令和 6 年 (フ) 第 83 号

茨城県下妻市大園木 88 番地

- 破産者 若林 一男
- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所下妻支部

## 令和 6 年 (フ) 第 85 号

茨城県古河市磯部 16 番地 6 ビレッジハウス 総和 2-201 号、開始決定時の住所茨城県古河市中田 2074-3  
破産者 小島 茂

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所下妻支部

## 令和 6 年 (フ) 第 221 号

茨城県常総市菅生町 2570 番地 1、開始決定時の住所茨城県常総市水海道栄町 3427 番地 1  
破産者 平井 康裕

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所下妻支部

## 令和 6 年 (フ) 第 699 号

川崎市中原区中丸子 237 番地 プレインソフィア 305  
破産者 奥村 豊樹

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和 6 年 (フ) 第 1640 号

愛知県海部郡蟹江町富吉 1 丁目 1 番地 アーバンハイツ富吉 402 号、開始決定時の住所愛知県愛西市蟹江町郷中 36 番地  
破産者 溝上 周一

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第 2 部

## 令和 6 年 (フ) 第 2169 号

名古屋市港区大西 2 丁目 99 番地 アンジュ I 303 号、開始決定時の住所名古屋市港区大西 2 丁目 99 番地 アンジュ I 106 号  
破産者 小柳 寿馬

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第 2 部

## 令和 6 年 (フ) 第 2933 号

名古屋市緑区白土 304 番地 ホワイトステージ A 棟 101 号  
破産者 江頭 修

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第 2 部

## 令和 6 年 (フ) 第 2447 号

大阪市西区土佐堀 1 丁目 5-15 エステム コート大阪中之島南 404、住民票上の住所大阪市中央区平野町 1 丁目 3 番 6-202 号  
破産者 太田 昌延

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

## 令和 6 年 (フ) 第 172 号

松江市上乃木 2 丁目 7 番 18 号、開始決定時の住所松江市上乃木 2 丁目 7 番 16 号  
破産者 上田 和夫

- 1 決定年月日 令和 7 年 9 月 9 日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第7号 秋田県横手市大雄字田村65番地 破産者 高橋 隆美 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部
令和6年(フ)第36号 山形県鶴岡市羽黒町川代字桜ヶ丘82番地12、 開始決定時の住所山形県鶴岡市羽黒町川代字 桜ヶ丘57番地3 破産者 村岡 明 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和5年(フ)第1639号 秋田県横手市平鹿町醍醐字田ノ新戸12番地1 佐々木幸子方、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台5丁目1番9号 破産者 高橋 勲二 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2083号 横浜市港北区新吉田東5丁目26番5号 ニッタハイツC-2号室 破産者 植野 義宏 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2138号 横浜市旭区上白根町795番地 市営ひかりが丘住宅6街区4棟504号、開始決定時の住所横浜市青葉区たちはな台2丁目7番地3 M Kたちはな台A-313 破産者 斎藤 良 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2942号 神奈川県大和市南林間9丁目1番9号 サンシャインタウンB105 破産者 渡邊 親義 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第368号 横浜市南区宮元町2丁目41番地 第一金田ビル501、開始決定時の住所横浜市泉区岡津町3013番地30 破産者 森岡 孝則 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第548号 横浜市南区南吉田町2丁目17番地 破産者 白石 仁 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2138号 横浜市旭区上白根町795番地 市営ひかりが丘住宅6街区4棟504号、開始決定時の住所横浜市青葉区たちはな台2丁目7番地3 M Kたちはな台A-313 破産者 津久田雅也 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1089号 横浜市西区久保町24番31-301号 破産者 竹下 由乃 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第18号 新潟県村上市羽ヶ根111番地3 破産者 渡邊 英人 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和6年(フ)第48号 長野県伊那市美篶6707番地3 破産者 前澤 國義 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部
令和6年(フ)第57号 福岡県鞍手郡小竹町大字赤地1363番地1 破産者 藤原 誠治 1 決定年月日 令和7年9月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所直方支部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和7年(フ)第43号**

大阪府松原市西大塚1丁目5番5号  
破産者 株式会社菱和近畿自動車

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月18日午前11時  
令和7年9月9日

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第1275号**

愛知県岩倉市八剣町郷東19番地1  
破産者 株式会社アコード

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月18日午後1時40分  
令和7年9月9日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2号**

兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の33  
城の宮第2住宅17A-406号  
破産者 木村 公次

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月25日午前11時  
令和7年9月9日

神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第392号**

広島市安佐南区長東西3丁目19-8、開始決定時の住所広島市佐伯区八幡2丁目3番5号  
破産者 緒方 優司

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月17日午前10時  
令和7年9月9日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第8号**

広島県福山市駅家町大字江良648番地15  
破産者 内田真由美

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月9日午前10時30分  
令和7年9月9日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第6号**

徳島県三好市山城町大野469番地  
破産者 大久保眞二

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月2日午前10時30分  
令和7年9月9日

徳島地方裁判所美馬支部

**令和7年(フ)第696号**

横浜市都筑区川和町2577番地10  
破産者 櫻井 千丈

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月18日午前10時  
令和7年9月10日

横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第973号**

神戸市中央区下山手通8丁目3番15号 te  
rrace g 4階、従前の住所兵庫県明  
石市大久保町わかば2番35号  
破産者 松井 良輔

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月26日午後2時  
令和7年9月9日

神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第133号**

神戸市灘区楠丘町3丁目9-10、住民票上の  
住所神戸市中央区布引町2丁目2番13-303  
号  
破産者 ライブワークスこと 浦久 伸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月26日午前10時  
令和7年9月9日

神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第68号**

長崎県佐世保市広田3丁目19番33号 ファー  
ストインパレスハウス1301号  
破産者 尾崎 晃一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月5日午前10時45分  
令和7年9月8日

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和7年(フ)第330号**

さいたま市桜区大字大久保領家385番地3  
アメニティ領家303  
破産者 古元 英貴

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月12日午後1時40分  
令和7年9月9日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第291号**

函館市人見町20番3号 テラスハウス 102  
破産者 渡邊 強

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月19日午後1時35分  
令和7年9月10日

函館地方裁判所

**令和7年(フ)第57号**

広島県竹原市吉名町5151番地3  
破産者 片山 浩一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月10日午後1時30分  
令和7年9月10日

広島地方裁判所呉支部

**令和6年(フ)第92号**

岡山県井原市西江原町1651番地1  
破産者 坂本 浩二

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月27日午前11時45分  
令和7年9月8日

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和6年(フ)第459号**

函館市美原2丁目37番7号  
破産者 石井 淳

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月18日午前10時  
令和7年9月10日

函館地方裁判所

**令和7年(フ)第220号**

岡山市東区城東台西2丁目13番5号  
破産者 株式会社伸岡設備

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月9日午後1時30分  
令和7年9月9日

岡山地方裁判所第3民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和6年(フ)第90号**

宮崎県延岡市島浦町674番地  
破産者 合同会社谷宗水産

異議申述期間 令和7年10月21日まで

令和7年9月9日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和6年(フ)第91号**

宮崎県延岡市島浦町674番地  
破産者 谷平 芳美

異議申述期間 令和7年10月21日まで

令和7年9月9日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第170号**

宮崎市大字糸原437番地1  
破産者 株式会社宝フーズ

異議申述期間 令和7年10月22日まで

令和7年9月10日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第2021号**

大阪市天王寺区上本町9丁目6-12レジデン  
スウエストアロウタ陽ケ丘301号室、開始決  
定時大阪府吹田市佐竹台1丁目2番30-303  
号  
破産者 野村 俊之

異議申述期間 令和7年11月4日まで

令和7年9月9日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第245号**

大阪市住之江区北島3丁目3番14号  
破産者 札軒 朋秀

異議申述期間 令和7年11月5日まで

令和7年9月10日

大阪地方裁判所第6民事部

**復権決定**

**令和7年(フ)第7号**

北海道三笠市岡山506番地50カーサ・ミーア  
壱番館  
破産者 萬代 親代

1 決定年月日 令和7年9月1日

2 主文 破産者は復権する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

**特別清算開始**

**令和7年(ヒ)第8号**

堺市北区長曾根町3035番地25

清算株式会社 株式会社アマミ

代表清算人 竹 匠

1 決定年月日 令和7年9月4日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。

大阪地方裁判所堺支部

**令和7年(ヒ)第9号**

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番4号

清算株式会社 菱栄石油株式会社

代表清算人 上野 益弘

1 決定年月日 令和7年9月3日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(ヒ)第10号

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番4号  
清算株式会社 上野海運株式会社  
代表清算人 上野 益弘  
1 決定年月日 令和7年9月3日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 特別清算終結

## 令和6年(ヒ)第5号

山梨県南都留郡富士河口湖町河口1832番地  
清算株式会社 FHK株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月3日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

甲府地方裁判所都留支部

## 令和6年(ヒ)第6号

山梨県富士吉田市上吉田1丁目6番18号  
清算株式会社 FF株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月3日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

甲府地方裁判所都留支部

## 令和6年(ヒ)第7号

山梨県富士吉田市上吉田1丁目6番18号  
清算株式会社 株式会社D  
1 決定年月日 令和7年9月3日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

甲府地方裁判所都留支部

## 特別清算協定認可

## 令和7年(ヒ)第3006号

大阪府門真市脇田32番22号  
清算株式会社 株式会社M S  
代表清算人 鈴木 正美  
1 決定年月日 令和7年9月3日  
2 主文 本件協定を認可する。  
協定

1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般的の先取特権その他一般的の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

## 2 別紙協定債権者一覧（以下「別紙」という。）記載の協定債権者のうち、

ア) 株式会社三井住友銀行は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

イ) 清算株式会社は、株式会社コウナンに対して、本協定認可決定が確定した日から1か月以内に、金32,800,000円を弁済し、株式会社コウナンは、左の弁済を受けたときは、その余の協定債権全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の債権額に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。

この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

大阪地方裁判所第6民事部

## 再生手続開始

## 令和7年(再)第1号

愛知県犬山市大字羽黒字古市場6番地  
再生債務者 小弓鶴酒造株式会社  
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで  
4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

## 小規模個人再生による再生手続開始

## 令和7年(再)第41号

相模原市中央区田名1711番地19  
再生債務者 大谷 誠

1 決定年月日時 令和7年9月8日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月20日まで

横浜地方裁判所相模原支部4係

## 令和7年(再)第148号

埼玉県戸田市上戸田2丁目46番6-1002号  
(サンクレーデル戸田公園)

再生債務者 平出 順子

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

## 令和7年(再)第161号

千葉市花見川区千種町343番地1 アイチ花見川1-201号  
再生債務者 鈴木 大喜

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(再)第196号

名古屋市東区出来町2丁目5番6号 アヴァンセM201号  
再生債務者 諸正 大

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再)第5号

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎1621番地  
再生債務者 寺田 幸徳

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

## 令和7年(再)第29号

岡山県倉敷市茶屋町早沖1431番地38  
再生債務者 中馬 誠

1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月23日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

## 令和7年(再)第176号

札幌市豊平区中の島2条8丁目6番3-2号  
再生債務者 駒澤 順也

1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第181号

札幌市中央区南7条西9丁目1026番地7 カサブランカ107号  
再生債務者 原田 樹

1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第11号

北海道小樽市桜2丁目10番115号 東小樽イノマタグランドハイツ  
再生債務者 宮向 重和

1 決定年月日時 令和7年9月10日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再)第1号

北海道小樽市桜2丁目10番115号 東小樽イノマタグランドハイツ  
再生債務者 宮向 重和

令和7年（再イ）第23号 青森県東津軽郡平内町大字茂浦字垣合6番地 3 再生債務者 佐々木卓哉 1 決定年月日時 令和7年9月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月22日まで 青森地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第40号 長崎県長崎市上小島4丁目2番19号 再生債務者 神崎 崇司 1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月4日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（再イ）第31号 福島県郡山市開成4丁目25番8号 グレイス 開成805号 再生債務者 田崎 明 1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和7年（再イ）第102号 神戸市北区道場町下部114番地の1 サンカルティエ105（従前の住所）兵庫県川西市 笛部1丁目10番12号 再生債務者 宮澤あやめ 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第60号 静岡県島田市川根町家山29番地の2 再生債務者 坂本 勝昭 1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月10日から令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第75号 岡山県倉敷市曾原335番地1 再生債務者 井上 大輔 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月4日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第16号 鳥取県鳥取市吉成1丁目8番40号 ワイフ ラットA104号 再生債務者 中村 広明 1 決定年月日時 令和7年9月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第10号 岡山県美作市大井が丘700番地1549 再生債務者 田渕 弘伺 1 決定年月日時 令和7年9月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月27日まで 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 甲府地方裁判所都留支部再生係
令和7年（再イ）第46号 岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第4地割 78番地20 再生債務者 高橋 雅幸	令和7年（再イ）第46号 岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第4地割 78番地20 再生債務者 高橋 雅幸	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月24日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年（再イ）第25号	静岡県浜松市中央区葵西1丁目4番41号 再生債務者 加藤 順平
1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係	
令和7年（再イ）第40号	滋賀県草津市野路5丁目11番31-311号 アネシス南草津 再生債務者 上間 孝一
1 決定年月日時 令和7年9月9日午後1時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで
大津地方裁判所民事部再生係	
令和7年（再イ）第245号	大阪府交野市星田西5丁目5番4-402号 再生債務者 久堀 直之
1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年（再イ）第251号	大阪府東大阪市荒本北2丁目5番12号 再生債務者 高田起奉こと KWAK KI BONG 郭 起奉
1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年（再イ）第304号	大阪市都島区都島北通2丁目14番4号 エクセレントII都島・山崎 203号 再生債務者 渡邊 順子

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年（再イ）第16号	山口市七尾台12番8号 再生債務者 松本 飛斗（旧姓大山）
1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで
山口地方裁判所民事部個人再生係	
令和7年（再イ）第14号	山口県宇部市開5丁目15番7-203号 再生債務者 梶原 賢二
1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで
山口地方裁判所字部支部	
令和7年（再イ）第16号	沖縄県那覇市壺川1丁目17番16-805号 リグ・シャトレ 再生債務者 倉本 輝樹
1 決定年月日時 令和7年9月9日午後5時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第3部	
令和7年（再イ）第18号	島根県松江市雜賀町1306番地 再生債務者 川津 納美
1 決定年月日時 令和7年9月10日午後2時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで
青森地方裁判所十和田支部	

3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月29日まで
松江地方裁判所民事部	
令和7年（再イ）第28号	徳島県板野郡松茂町広島字鍬ノ先8番地1 コーポNW 402号室 再生債務者 神戸 大貴
1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで
徳島地方裁判所民事部	
令和7年（再イ）第12号	香川県丸亀市郡家町276番地6 再生債務者 松村 光治
1 決定年月日時 令和7年9月10日前10時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部	
令和7年（再イ）第22号	高知市神田1410番地33 再生債務者 久岡 里美
1 決定年月日時 令和7年9月10日前10時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月8日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月29日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係	
令和7年（再イ）第7号	青森県十和田市大字三本木字西金崎59番地23 再生債務者 高瀬麻衣子
1 決定年月日時 令和7年9月9日午前11時	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月9日まで	4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで
青森地方裁判所十和田支部	
令和7年（再イ）第10号	茨城県筑西市茂田752番地14 再生債務者 高橋 和也
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで
令和7年9月10日 水戸地方裁判所下妻支部	

令和7年（再イ）第15号 千葉県木更津市請西1丁目25番6号 グリーンリーフ請西203（前住所）千葉県君津市北子安6丁目6番3号 再生債務者 前田 龍 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年9月10日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第14号 千葉県木更津市清見台東3丁目6番11号 再生債務者 渡邊 愛美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月25日まで 令和7年9月10日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第137号 愛知県春日井市八田町1丁目11番地8 フィオーレ八田203号 再生債務者 河瀬 望 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第30号 東京都町田市金井5丁目19番10号パーシモン204 再生債務者 河口 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年（再イ）第208号 横浜市泉区上飯田町2231番地5 再生債務者 相馬 辰之 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年9月10日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第57号 さいたま市緑区大字中尾1420番地1 プレジオヤマノウチA-102 再生債務者 須賀 勝美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第28号 福岡県久留米市東柳原町853番地1 A1-Shi'ra Kushiwara 603号 再生債務者 合原健太朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第4号 岐阜県多治見市赤坂町2丁目42番地の16 再生債務者 田中 厚司 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年（再イ）第209号 横浜市泉区上飯田町2231番地5 再生債務者 相馬 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年9月10日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第21号 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2369番地6 再生債務者 高山 貴紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第3号 岩手県宮古市西ヶ丘1丁目76番地6 再生債務者 寺崎 正一 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 盛岡地方裁判所宮古支部	令和7年（再イ）第6号 岐阜県中津川市駒場1350番地の173 再生債務者 柄植 清紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（再イ）第74号 神奈川県海老名市杉久保南2丁目9番27号 再生債務者 濱田 諭 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年9月9日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第19号 大分市原新町2番32号 再生債務者 深田 健一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第17号 茨城県水戸市酒門町2944番地の46 再生債務者 會澤 政嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第27号 静岡県藤枝市本町1丁目11番5号 サニーヒルズ本町301号室 再生債務者 山本 晴美 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第13号 千葉県木更津市清見台東3丁目6番11号 再生債務者 渡邊 貴也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月25日まで 令和7年9月10日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第33号 仙台市宮城野区岩切字鴻巣136番地の8 再生債務者 本田 洋介 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第17号 栃木県足利市田島町1691番地3 再生債務者 来栖 孝博 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年（再イ）第23号 浜松市浜名区都田町9202番地の7 再生債務者 太田 陽紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで 令和7年9月10日 静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第22号 佐賀県鳥栖市宿町1099番地1 グレース107 再生債務者 今井 葵 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 1日まで 令和7年9月10日 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第12号 奈良県北葛城郡王寺町明神2丁目1番29号 再生債務者 宮田謙太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年（再イ）第123号 札幌市南区川沿1条3丁目11番15号 再生債務者 柏葉 弘一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第108号 大阪府吹田市津雲台5-14-1-2 グローバルビルレッジ津雲台B棟938（住民票上の住所） 仙台市泉区紫山2丁目26番地の1 再生債務者 西嶋 雅彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第116号 大阪府高槻市古曾部町2丁目28番18号 再生債務者 塩尻 三徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第240号 大阪府守口市南寺方東通3丁目11番14号 再生債務者 E C C ジュニア南寺方東通3丁目 教室こと 東條 浩子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第47号 堺市中区辻之379番地22 再生債務者 太田 孝洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第23号 大阪府河内長野市小山田町1250番地の291 再生債務者 上田 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第29号 堺市北区北花田町4-119-6 メイト北花田7号館102（住民票上の住所） 堀市西区上野芝町5丁10番9号 再生債務者 杉本 大河 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第20号 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2237番地5 再生債務者 江川組こと 江川 葉 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第33号 堺市北区中百舌鳥町6丁998番地3 中百舌鳥公園団地1号棟529号室 再生債務者 森 和美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第38号 大阪府富田林市伏山3丁目21番38号 再生債務者 澤野 晴彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第30号 札幌市西区発寒6条13丁目1番50-204号 再生債務者 辻 章吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 8日まで 令和7年9月10日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第91号 北海道恵庭市有明町6丁目7番9-102号 再生債務者 中山 弘陸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 8日まで 令和7年9月10日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第121号 札幌市中央区北2条26丁目2番25号 再生債務者 更科 韶 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 8日まで 令和7年9月10日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第45号 京都市下京区五条通室町東入醍醐町268番地 リーガル京都烏丸五条通り 901号室 再生債務者 居城 慶介 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 14日まで 令和7年9月10日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第50号 京都府八幡市美濃山御幸27番地2、主たる営業所京都府八幡市八幡源氏垣外35-6 城南マンション114 再生債務者 P U R E P A N I カット専門店こと 栗山 真琴 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 14日まで 令和7年9月10日 京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第6号**  
滋賀県長浜市宮部町727番地、(住民票上の住所、営業所所在地)滋賀県長浜市木之本町廣瀬157番地  
再生債務者 NSTこと 千田 直和  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで  
令和7年9月10日  
大津地方裁判所長浜支部個人再生係  
**令和7年(再イ)第68号**  
神戸市東灘区向洋町中5丁目1番地 524号  
棟411号室  
再生債務者 酒井 敏男  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月30日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで  
令和7年9月9日  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第27号**  
新潟市秋葉区新津東町1丁目9番37号 力  
リーノB201  
再生債務者 加藤 和徳  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで  
令和7年9月10日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第38号**  
新潟市中央区明石1-6-19 B U E N A明  
石通204  
再生債務者 藤井 賢三  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月1日まで  
令和7年9月10日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第23号**  
徳島県徳島市府町和田字西ノ宮12番地の2  
INSTYLE B棟 202号室  
再生債務者 岩城 一平

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月8日まで  
令和7年9月10日 徳島地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第6号**  
香川県高松市寺井町1083番地1 バビヤ  
ジューA-2  
再生債務者 宮本 昌治  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月8日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月8日まで  
令和7年9月10日  
高松地方裁判所民事部破産・再生係  
**令和7年(再イ)第5号**  
青森県三沢市上久保4丁目31番地3958号  
再生債務者 小川 泰明  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月9日  
青森地方裁判所十和田支部  
**令和7年(再イ)第18号**  
兵庫県明石市林1丁目8番10号  
再生債務者 野口 茂文  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月9日  
神戸地方裁判所明石支部再生係  
**令和7年(再イ)第28号**  
神戸市西区玉津町水谷31番地の6  
再生債務者 大庭 沙弓  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月9日  
神戸地方裁判所明石支部再生係

**小規模個人再生による再生手  
続廃止**  
**令和7年(再イ)第2号**  
静岡県浜松市中央区雄踏町字布見9645番地  
再生債務者 杉本 勝彦  
1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和7年9月9日  
静岡地方裁判所浜松支部再生係  
**給与所得者等再生による再生  
手続開始**  
**令和7年(再口)第1号**  
神戸市西区王塚台5丁目81番地の3  
再生債務者 木村 治樹  
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月20日まで  
神戸地方裁判所明石支部再生係  
**令和7年(再口)第6号**  
愛知県春日井市中央台8丁目2番地1 リバ  
ピア中央台2号棟503号室  
再生債務者 伊藤 友一  
1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(再口)第3号**  
札幌市東区北18条東4丁目4番7-101号  
再生債務者 水野 嘉永  
1 決定年月日時 令和7年9月10日午後1時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**給与所得者等再生による再生  
手続開始**  
**令和7年(再口)第5号**  
埼玉県川口市大字安原1795番地の35  
再生債務者 榎山 祐介  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年9月2日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年9月8日  
さいたま地方裁判所第3民事部  
**令和7年(再口)第3号**  
堺市北区東三国ヶ丘町1丁1番1-220号  
再生債務者 カン・ソップ (姜碩富)  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年9月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年9月9日  
大阪地方裁判所堺支部個人再生係  
**所在等不明共有者の持分の取  
得の裁判に関する異議の催告**  
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。  
**令和7年(チ)第10号**  
福岡県久留米市本山2丁目6番12号  
申立人 押田 紗代  
(最後の住所) 埼玉県鴻巣市人形2丁目2番  
87号  
所在等不明共有者 亡城戸一哉相続財産  
届出期間満了日 令和7年12月25日  
令和7年9月4日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録

1 所在 玉名市立願寺字惣萩  
地番 596番2  
地目 山林  
地積 151平方メートル

2 所在 玉名市立願寺字惣萩  
地番 602番2  
地目 山林  
地積 420平方メートル

3 所在 玉名市立願寺字大塚  
地番 1052番  
地目 畑  
地積 408平方メートル

4 所在 玉名市富尾字辻  
地番 439番2  
地目 山林  
地積 37平方メートル

5 所在 玉名市富尾字本村  
地番 531番  
地目 宅地  
地積 922.58平方メートル

6 所在 玉名市富尾字小代  
地番 935番116  
地目 山林  
地積 2553平方メートル

7 所在 玉名市富尾字小代  
地番 935番168  
地目 山林  
地積 2296平方メートル

8 所在 玉名市富尾字小代  
地番 935番177  
地目 山林  
地積 1487平方メートル

9 所在 玉名市富尾字冷水  
地番 1099番3  
地目 山林  
地積 525平方メートル

(上記9件につき、所在等不明共有者の持分2分の1)

#### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

栃木県宇都宮市御幸ケ原町47番地  
申立人 有限会社青木養鶏所  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区松原五丁目54番15号  
所有者 大熊 静子  
届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年9月2日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 芳賀郡芳賀町大字下高根沢字細内  
地番 4326番46  
地目 山林  
地積 220.00平方メートル

2 所在 芳賀郡芳賀町大字下高根沢字細内  
地番 4326番148  
地目 公衆用道路  
地積 17.00平方メートル

令和7年(チ)第6号

東京都調布市小島町2丁目35番1号  
申立人 調布市長 長友 貴樹  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 埼玉県飯能市大字中山447番地10  
(不動産登記記録上の住所) 東大和市南街二丁目38番地の6  
共有者 柳川 貢  
届出期間満了日 令和7年10月27日

令和7年9月5日 東京地方裁判所立川支部

(別紙) 物件目録

1 所在 調布市国領町一丁目  
地番 21番21  
地目 公衆用道路  
地積 54平方メートル  
共有者 柳川貢の共有持分135分の17

令和7年(チ)第6号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
申立人 国  
住所・居所 不明  
(亡愛甲月子の最後の住所) ブラジル国パラナ州イビポラン市ロドリコブルスキ街337  
共有者 亡愛甲月子相続財産  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 球磨郡相良村大字四浦西3486番地  
共有者 愛甲ナツエ  
届出期間満了日 令和7年10月31日

令和7年9月5日 熊本地方裁判所人吉支部

(別紙) 物件目録

所在 球磨郡相良村大字四浦東字藤田  
地番 5022番6  
地目 公衆用道路  
地積 67平方メートル  
共有者 亡愛甲月子相続財産の持分 96分の5  
共有者 愛甲ナツエの持分 32分の1

#### 会社その他の公告

##### 合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年9月19日

札幌市白石区菊水元町五条二丁目五番一〇号  
(甲) 医療法人類郷会  
理事長 坂本 尚  
札幌市豊平区平岸七条十二丁目一番三九号  
(乙) 医療法人社団高台病院  
理事長 坂本 尚

##### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年9月19日

青森県八戸市城下三丁目一五番三三号  
(甲) 株式会社北日本労働開発  
代表取締役 中村 彰  
青森県八戸市城下三丁目一五番三三号  
(乙) 有限会社リース八戸  
代表取締役 中村 彰

##### 合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年9月19日

埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目六番四号 (甲) 特定非営利活動法人エール  
理事 遠藤 隆一  
埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目六〇番地 (乙) 特定非営利活動法人チャイルドサポート  
理事 遠藤 めぐみ

##### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年9月19日

東京都大田区蒲田本町一丁目二番五号  
(甲) 合同会社S e e d・F  
代表社員 深尾アリ子  
東京都大田区蒲田本町一丁目二番五号  
(乙) タキシード不動産有限会社  
代表取締役 深尾アリ子

##### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年9月19日

青森県八戸市城下三丁目一五番三三号  
(甲) 株式会社北日本労働開発  
代表取締役 中村 彰  
青森県八戸市城下三丁目一五番三三号  
(乙) 有限会社リース八戸  
代表取締役 中村 彰

##### 合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年9月19日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ビル二階  
(甲) エキサイト株式会社  
代表取締役 西條 晋一

大阪府高槻市芥川町一丁目一三番一号O Mビル二階  
(乙) 株式会社N A P B I Z  
代表取締役 堀 良知



愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十二) オートセンター豊橋株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十三) レッドバロン府中株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十四) オートセンター千葉株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十五) オートセンター神戸垂水株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十六) オートセンター名古屋南株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十七) オートセンター藤枝株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十八) オートセンター博多株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(十九) オートセンター埼玉西株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十) レッドバロン徳島株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十一) オートセンター八高株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十二) レッドバロン知立株式会社 代表取締役 石岀 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十三) レッドバロン八幡株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十四) オートセンター久留米株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十五) オートセンター倉敷株式会社 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十六) オートセンター新札幌株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十七) レッドバロン八事株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十八) レッドバロン仙台株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二十九) オートセンター名古屋東株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十) オートセンター寝屋川株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十一) 株式会社ウイル 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十二) オートセンター浦和株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十三) オートセンター豊田株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十四) オートセンター新潟株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十五) オートセンター大分株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十六) オートセンター長野株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十七) オートセンター八王子株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十八) オートセンター船橋株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(三十九) オートセンター高崎株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十) レッドバロン加古川株式会社 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十一) レッドバロン福井株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十二) レッドバロン中川株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十三) レッドバロン守山株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十四) レッドバロン札幌株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十五) レッドバロン東静岡株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十六) オートセンター東静岡株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十七) レッドバロン中川株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十八) レッドバロン富山株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(四十九) レッドバロン福山株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十) レッドバロン八戸株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十一) レッドバロン兵庫東株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十二) レッドバロン神戸東株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十三) レッドバロン新潟株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十四) レッドバロン郡山株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十五) レッドバロン四日市株式会社 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十六) レッドバロン新横浜株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十七) オートセンター京都南株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十八) レッドバロン松本株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(五十九) オートセンター鹿児島株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十) レッドバロン群馬株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十一) レッドバロン大垣株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十二) レッドバロン茨城株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十三) オートセンター東三河株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十四) レッドバロン佐保株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十五) レッドバロン大分株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十六) レッドバロン奈良株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十七) レッドバロン米子株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十八) レッドバロン横浜長者町株式会社 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(六十九) 株式会社横浜オートマーケット 代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(七十) レッドバロン徳山株式会社 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (八十六) レッドバロン吹田有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (八十七) レッドバロン松山有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (八十八) レッドバロン平塚有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (八十九) レッドバロン宇都宮有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十) レッドバロン佐賀有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十一) レッドバロン赤池有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十二) レッドバロン盛岡有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十三) レッドバロン佐賀有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十四) レッドバロン松戸有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十五) レッドバロン枚方有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十六) レッドバロン可児店有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十七) レッドバロン滋賀有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十八) レッドバロン与野有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (九十九) レッドバロン高山有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地  
 (一〇〇) レッドバロン甲府有限公司 代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(一五) レッドバロン 取手有限会社	代表取締役 石岡 直樹
(一六) レッドバロン岡山中庄有限会社	代表取締役 石岡 直樹	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(一七) レッドバロン千葉本店有限会社	代表取締役 石岡 直樹
(一八) レッドバロン四條畷有限会社	代表取締役 石岡 直樹	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(一九) レッドバロン福岡中央店有限会社	会社
		代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二〇) レッドバロン太田店有限会社	代表取締役 石岡 直樹
(二一) レッドバロン千葉本店有限会社	代表取締役 石岡 直樹	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二二) レッドバロン島取有限会社	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二三) レッドバロン彦根有限会社	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二四) レッドバロン前橋有限会社	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二五) レッドバロン城陽有限会社	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二六) レッドバロン春日部有限会社	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二七) レッドバロン磯子有限会社	代表取締役 石岡 直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地	(二八) レッドバロン富山高岡店有限会社	代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二二九) レッドバロン新居浜有限会社

代表取締役 石岡 直樹

(二三〇) レッドバロン川崎本店有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三一) レッドバロン座間有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三二) オートセンター広島有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三三) レッドバロン新潟東有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三四) レッドバロン石川有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三五) レッドバロン宮崎有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三六) レッドバロン柏有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三七) レッドバロン山形有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三八) レッドバロン山形有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二三九) レッドバロン山形有限会社

代表取締役 石岡 直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

(二四〇) レッドバロン山形有限会社

代表取締役 石岡 直樹

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大分県宇佐市鹿毛馬字奈女羅七七三番九における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙は業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユ

ナイトッド総合事務所内

(甲) ブルーラインフラ5号合同会社

代表社員 ブルーラインフラホールディングス5号一般社団法人

ス5号一般社団法人

代表社員 ブルーラインフラ2号合同会社

代表社員 ブルーラインフラ2号一般社団法人

ナイトッド総合事務所内

(甲) Gインフラ5号合同会社

代表社員 Gインフラホールディングス5号一般社団法人

代表社員 Gインフラホールディングス5号一般社団法人

ナイトッド総合事務所内

(甲) Gインフラ5号合同会社

代表社員 Gインフラホールディングス5号一般社団法人

ナイトッド総合事務所内

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大分県宇佐市安心院町橋本字上ノ原六〇二番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユ

ナイトッド総合事務所内

(甲) ブルーラインフラ2号合同会社

代表社員 ブルーラインフラホールディングス2号一般社団法人

ス2号一般社団法人

代表社員 ブルーラインフラ2号合同会社

代表社員 ブルーラインフラホールディングス2号一般社団法人

ナイトッド総合事務所内

(甲) ブルーラインフラ2号合同会社

代表社員 ブルーラインフラホールディングス2号一般社団法人

ナイトッド総合事務所内

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の熊本県八代市二見町字上原五三六番二他における太陽光発電事業及び熊本県八代市二見町字馬場二四五九番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユ

ナイトッド総合事務所内

(甲) ブルーラインフラ2号合同会社

代表社員 ブルーラインフラホールディングス2号一般社団法人

ス2号一般社団法人

(甲) ブルーラインフラ2号合同会社

代表社員 ブルーラインフラホールディングス2号一般社団法人

ナイトッド総合事務所内



